

1 計画修正の経過等

平成 25 年4月 地域防災計画(原子力災害編)を策定 以後、随時修正
 平成 26 年5月 緊急時モニタリングセンターの導入や被ばく医療体制の明記等 平成 27 年6月 原子力災害対策重点区域の範囲(PAZ と UPZ)の明記等
 令和元年6月 原子力災害医療体制や避難退域時検査手順の明記、EAL(緊急時活動レベル)の見直し等

2 今回修正の趣旨

令和2年度は、原子力被災者生活支援チームの早期設置等に関する防災基本計画修正や、安定ヨウ素剤の効果的な服用等についての検討を踏まえた原子力災害対策指針の改正などを踏まえ、以下のとおり、地域防災計画(原子力災害編)を修正

3 主な修正内容

原子力被災者生活支援チームの早期設置を明記

- ・ 住民が避難所に到着した時点から被災者生活支援の必要性が生じることを踏まえ、**原子力災害対策本部設置後、直ちに支援チームを立ち上げる**こと

安定ヨウ素剤の効果的な服用のための周知等を明記

- ・ **安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者を具体化**（妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む））
- ・ 副作用として急性のアレルギー反応が生じる可能性は極めて低いものの、これに対応できる体制を整えておくこと
- ・ **服用のタイミングの重要性について**平時から**住民へ周知**すること
- ・ 服用による副作用のリスクよりも、**服用しないことによる甲状腺の内部被ばくのリスクの方が大きいことについて**、平時から**住民へ周知**すること 等

緊急事態を判断するEAL（緊急時活動レベル）の一部見直し

- ・ **警戒事態よりも先に施設敷地緊急事態や全面緊急事態が判断される可能性がある事象など**を見直し。

例1：原子炉冷却材の漏えい

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
変更前	①保安規定で定める数値を超える漏洩が発生し、かつ、 ②定められた時間内に措置できない場合	①非常用炉心冷却装置の作動を必要とする漏洩が発生し、かつ、 ②非常用炉心冷却装置等の高圧又は低圧いずれかの注水不可	①非常用炉心冷却装置の作動を必要とする漏洩が発生し、かつ、 ②全ての非常用炉心冷却装置等の注水不可
変更後	①かつ②、又は、 ③非常用炉心冷却装置の作動を必要とする漏洩が発生	同上	同上

漏えい量が多い場合、保安規定上の措置が完了する前に施設敷地緊急事態が判断される可能性があったため、これを段階的な判断がされるよう、国が見直したもの。

例2：使用済燃料貯蔵プールに関する異常（新規基準に適合していない場合）

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
変更前	① 使用済燃料貯蔵プールの水位維持不可 、又は、 ②当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定不可	使用済燃料貯蔵プールの水位が燃料頂部から上方2メートルの水位まで低下	使用済燃料貯蔵プールの水位が燃料頂部の水位まで低下
変更後	① 使用済燃料貯蔵プールの水位が燃料頂部から上方4メートルの水位まで低下 、又は、 ②当該貯蔵プールの水位を一定時間以上測定不可	同上	同上

保安規定で定める注水措置の準備中は警戒事態を判断しないまま施設敷地緊急事態が判断される可能性があったため、これを段階的な判断がされるよう、国の指導に基づき北陸電力が原子力事業者防災業務計画において見直したもの。

その他の修正（各編共通）

- ・ 避難所での新型コロナウイルス感染症対策（3密対策や感染症患者対応等）
- ・ ホテルや旅館等を避難所として活用することの検討 等
- ・ 無人航空機（ドローン）を活用した情報の収集 等を明記